

回覧									

令和 6年 8月 1日
金沢市土木局 内水整備課

町会の皆様へ



ご確認をお願いします！！

- 用水や水路に橋をかける場合は、市の許可が必要です。
- 橋からの転落防止のため、安全対策をお願いします。
- 通路としての橋にはゴミ箱等を放置しないでください。

金沢市では、用水や水路（これらを「法定外公共物」と呼びます。）について、法定外公共物管理条例を定めて管理を行っています。

この用水や水路に橋などの工作物を設置する場合、金沢市から許可を受ける必要がありますので、許可を受けていない場合や、許可の更新がされていない場合は、速やかに許可の申請をお願いします。なお、無許可での架橋は、過料の対象となる場合がありますのでご注意ください。

また、通路として許可を受けた橋には、転落防止柵の設置など安全対策と、ゴミ箱等の物品を置き放しにしないようお願いしています。

用水と水路及び橋の適切な管理使用に、ご理解とご協力をお願いします。



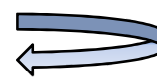
橋から用水や水路への転落事故により、橋の所有者と市が賠償を求められたケースがあります。

<お問い合わせ先>

金沢市土木局 内水整備課 管理係 篠木 松井 朝井

TEL 220-2342 FAX 220-2476

mail : naisui@city.kanazawa.lg.jp



裏面に続く

よくあるご質問

Q.「法定外公共物」とは何のことですか？

A. 普段、皆さんが利用している道路や身の回りにある用排水路、湖沼、池沼などの公共物のうち、道路法、下水道法などの特別法によって管理の方法等が決められているものを法定公共物といいます。

これに対して、道路法や河川法などが適用されないものを法定外公共物といいます。代表的なものに、里道（赤道）、水路（青道）があります。

Q.「法定外公共物」の所有者と管理者は誰ですか？

A. 以前は、所有は国、管理は県となっていましたが、平成 12 年 4 月、国の地方分権推進計画によって関係法律が改正され、法定外公共物は、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村に譲与されました。

現在は、所有、管理ともに市町村が行っています。

Q. 許可を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A.「法定外公共物使用等許可申請書」を記載し、申請してください。

申請書は以下の市ホームページからダウンロードできます。

不明な点は内水整備課までお問い合わせください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/naisuiseibika/shinseishodownload/9116.html>

※「金沢市 架橋」と検索すると出てきます。

Q. 使用料はかかりますか？

A. 通常の使用であれば免除されますが、場合によっては使用料がかかります。

Q. 許可に期限はありますか？

A. 一回の許可は5年以内ですが、更新は可能です。

Q. 許可を受けないと何か罰則はありますか？

A. 許可を受けずに橋や工作物を設置すると、5万円以下の過料を課される場合があります。